

メディアセブン 映像資料・機器利用にあたって

1. ご利用の流れ

▼予約時

利用日の2ヶ月前の1日から利用日7日前までお電話にて受け付けます。

そのお電話にて貸出を希望される映像資料・機材や利用日時など所定の事項をお聞きし、後日、こちらから貸出についてお電話を差し上げます。

▼貸出時

利用日の直前の水曜日ないしは金曜日に、川口市立前川図書館に映像資料・機器を受け取りにお越しください。お越しいただく日程は、こちらからお電話差し上げた際に調整させていただきます。

貸出時には、視聴覚教材教具団体登録証をお持ちくださいますようお願いいたします。

※川口市立前川図書館は、映像資料および機器を保管している場所です。

▼返却時

利用日の直後の水曜日ないしは金曜日に川口市立前川図書館までお越しいただき、お借りになられた映像資料・機材をご返却ください。

▼変更、キャンセル

利用日や利用する資料・機器を変更およびキャンセルされる場合には、お受け取り日より前にお電話ください。

なお、貸出スケジュールの関係で変更をお受け付けできない場合がございますので、ご了承ください。

2. 利用制限

映像資料および機器の利用にあたっては、以下に掲げる利用をお断りしています。

- ・川口市外での利用(利用場所は川口市内にかぎります)
- ・物品販売、勧誘等の商行為に関わる目的での利用
- ・政治、宗教、思想団体のデモンストレーションおよび勧誘に関わる目的での利用
- ・特定の団体や個人を誹謗中傷する行為に関わる利用
- ・公序良俗に反する目的での利用
- ・映像資料・機材の第三者への転貸

3. 利用に際する責務

- ・返却時には、資料・機材を貸出時の状態にてご返却いただきます。
- ・お借りになられた資料・機材は、設置、操作、撤収にいたるすべてを行っていただきます。
- ・利用方法に起因する資料・機材の損害が発生した場合には、その賠償金をお支払いいただく可能性があります。損害が発生した場合には、速やかにメディアセブン(048-227-7622)までお電話にてご連絡ください。

4. その他

- ・16mm 映写機の貸出は、同機材を操作する資格(16mm フィルム映写技師資格)を保有する方がいる団体にかぎります。お申し込んだ際に技師登録番号をお聞きします。
- ・故障により、利用日の変更をお願いすることがございます。

コミュニティデザイン協議会
(メディアセブン指定管理者)